

# 社会福祉法人 八峰町社会福祉協議会 物品貸出要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人八峰町社会福祉協議会が所有する物品の貸出について必要な事項を定めることを目的とする。

## (貸出物品)

第2条 貸出物品は八峰町社会福祉協議会が所有する介護用品、レクリエーション用具、ニューススポーツ用具、映像作品、災害用品等とし、社会福祉協議会の事業に支障のない範囲で、貸し出しすることができるものとする。

2 次の各号に掲げる物品は貸し出しを行わない。

ただし、2号及び3号については、社会福祉協議会事務所施設の利用と一体となって使用する場合に限り、貸し出しすることができるものとする。

(1) 車両

(2) 災害用品以外の事務用機器・暖冷房用器具・視聴覚機器・通信用機器・電気機器・工作機器等の機器類

(3) 介護用品以外の机・椅子・棚類

(4) その他、会長が貸出に不適当と認めた物品

## (貸出対象)

第3条 介護用品の貸出対象は、介護用品の利用を必要とする個人及び、研修・イベント等に要するために一時的に貸し出しを希望する関係機関・団体等とし、個人・団体の営利目的又は宗教活動等で利用する場合については貸し出しできないものとする。

2 介護用品以外の物品の貸出対象は、八峰町内で活動する個人・団体であって、地域福祉活動及びボランティア活動又は地域貢献活動で使用する場合に貸し出しする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は貸し出しできないものとする。

(1) 営利目的又は宗教活動等で利用する場合

(2) 申請者が暴力団若しくは暴力団員又はそれらと密接な関わりのある個人・団体である場合

(3) その他、会長が貸出に不適当と認めた場合

## (申請)

第4条 物品の貸出を希望する者は、物品の貸し出しを希望する日の概ね一週間前までに「物品借用申込書(様式1)」により本会に申請し、承認を得るものとする。

## (貸出の期間)

第5条 物品を貸し出す期間は1週間以内とする。ただし、物品を貸し出された者(以下「借用者」という。)が期間の延長を申し出た場合、最長1ヶ月の範囲内で延長を認めることができるものとする。

2 介護用品の貸出及び災害等の緊急時に関しては前項の限りでない。

### (借用者の負担等)

第6条 物品の貸出は無料とする。ただし、借用期間に係る物品の維持管理に要する費用及び燃料等は、借用者が負担するものとする。

- 2 借用者が物品を紛失・破損・汚損した場合、又は期間を超えて返却に応じない場合は、当該借用者がその損害を賠償するものとする。ただし、会長が損害を賠償させることが適当でないと認めた場合はこの限りでない。

### (貸出及び返却)

第7条 物品の貸出に際しては、借用者が保管場所に来所し、職員が事前の申請内容を確認したうえで貸し出しを行い、物品の運搬については借用者が自ら行うものとする。

- 2 物品の返却に際しては、借用者は物品の点検及び清掃を行い、速やかに貸出場所に返却しなければならない。また、返却時には立ち会いのうえ職員による確認を受けなければならない。
- 3 介護用品の貸出及び災害等の緊急時に関しては前二項の限りでない。

### (貸出の中止)

第8条 故障等により対象物品の使用が不可能な場合には、貸出を中止することができるものとする。またその場合、事前に申請が受理されていても申請者への補償は行わないものとする。

### (遵守事項)

第9条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 物品を大切に扱うこと。
- (2) 物品を借用目的以外には使用しないこと。
- (3) 物品の全部又は一部に紛失・破損・汚損があった場合は、必ず本会に報告すること。
- (4) 物品を返却する際は、点検・清掃のうえ、貸し出された時と同じ状態で返却すること。
- (5) 借用期間に関わらず物品を必要としなくなった時は、速やかに返却すること。

### (免責事項)

第10条 貸し出された物品によるケガ若しくは事故等並びに物品の盗難若しくは損害等について、本会は一切の責任を負わないものとする。

### (委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。